

# 遺言書を書いてみよう① ～貸金庫の中の真実～

今回から数回に分けて遺言書について見ていきたいと思います。遺言書の方式は民法で定められており、15歳以上であれば誰でも作成することができます。

## (1) 自筆証書遺言

前回の相続税計算シリーズは、波兵衛が亡くなり遺言書が発見されたところから始まりました。少しさかのぼって、波兵衛が遺言書を作成したところから見ていきましょう。

波兵衛は、自分が遺言を書いたことを誰にも知られたくありませんでした。そこで、自分でさらさらっと書いて封筒に入れ、その遺言書を銀行の貸金庫に保管してきました。波兵衛の死後、相続人のプネが貸金庫を開けた際に発見したというわけです。

この波兵衛が作成した遺言を自筆証書遺言と言います。自筆証書遺言の最大のメリットは、遺言の内容を(遺言書の存在すら)誰にも知られずに作成することができるということです。ふと思いついたときに作成でき、お金もかかりません。また、自筆証書遺言の要件としては

- 遺言者本人の自筆であること
- 日付が入っていること
- 署名があること
- 捺印(実印でなくてもよい)



があげられます。逆にいえば、これらの点について不備があった場合は、有効な遺言書ではないと判断される恐れがあるということです。ここが自筆証書遺言のデメリットでもあります。波兵衛は貸金庫で保管しましたが、自宅のたんすの中で保管してもよいですし、信頼できる他人に預けてもかまいません。せっかく要件を満たした遺言書であっても相続人等に発見されなかったら元も子もありません。さらに、悪意のある相続人によって遺言書を改変されたり廃棄されたりするリスクもあるので、保管方法は十分考えなければなりません。

## 遺言書の検認とは？

波兵衛の遺言書が貸金庫から発見され、相続人は騒然となりました。カツオが『父さん、何を書いたんだろう。さっそく開けてみようよ』とハサミを持ってきたので、プネはあわてて止めました。自筆証書遺言が見つかった場合は、家庭裁判所の検認を受ける必要があります。遺言に封がされている場合は裁判所で開封するため、勝手に開けてはいけません(これに反すると5万円以下の過料に処せられます。検認を経ないで遺言を執行しても同様のペナルティです)。ちなみに、遺言書の改変はもちろんのこと、遺言書を隠したり捨てたりすると相続権そのものを失うことになるので注意が必要です。というかやっけてはいけません。

検認の申し立ては、遺言書の保管者又は発見者が行います(今回の場合はプネです)。具体的な申し立て期限はなく、『遅滞なく』となっています。申し立てに遺言者(波兵衛)の出生から死亡までの戸籍・除籍(原戸籍)謄本や、相続人の戸籍謄本等を添付して、遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申請を行います。申し立てにかかる費用は印紙代800円と切手代(実費)です。少々手間はかかりますが、難しい作業ではありません。

検認の手続きは、遺言書の中身の有効・無効を判断するために行われるのではなく、遺言書の内容や日付・署名捺印の検認日における状況を調査し、開封後の改ざんを防止するために行われます。また、全ての相続人に対して遺言書があったことやその内容を知らせる役割もあります。

申し立て後、通常2週間程度で申立人と相続人宛てに検認の日の通知があります。申立人は検認の日に遺言書の原本を持参し、その場で開封されます。仮に当日立ち会いを望まない相続人がいても、検認は行われます。

波『三途の川到着なう』

